

本報告では、ジュリアス・レスターの研究を整理して、奴隷とはいかなる存在であるか定義し、植民地期カリブ海地域での奴隷制の抵抗をふりかえり、奴隷制が廃止されている現在においても奴隷制が形を変えて存続していることを述べている。植民地期カリブ海地域の奴隷制に注目するのは、個人と他者の関係が、「支配 被支配」の関係として顕著に顕われており、奴隷というひとりの個人と、黒人奴隷という総体を抑圧していた歴史を有し、後述する新奴隷制における個人の抑圧され方に極めて酷似しているからである。報告者は、レスターの研究を整理して定義づけた奴隷の構成要件によって、現在起きている新奴隷制という現象を説明して、その酷似を論証している。その一方で、植民地期カリブ海地域の奴隷制への抵抗が、「支配 被支配」関係を根こそぎ揺るがすものであり、その支配体系そのものから逃れるものであるのに対して、現在の新奴隷制においてはそのような道が閉ざされていることを述べている。

なお本報告では、暴力行為によって奴隷制に抵抗した「ブッサの反乱」という史実と、逃亡奴隷を描いた小説『わたしはティチューバ』を素材に、個としての奴隷が奴隷制にどのように抵抗しその生を送ったのかについて、接近を試みている。

第1節では、レスターの研究を整理し、「奴隷」とは、(1)「人」の売買、(2)無償労働の強制、(3)アイデンティティの剥奪(全き自己唯一性を奪う)という3つの構成要件によって説明される人びとであり、当該要件の1つないしは複数が課される人びとを「奴隷」と定義している。また、そのように強いる社会的条件を「奴隷制」と定義している。

第2節では、1816年にバルバドスで起こった、「ブッサの反乱」という、植民者に大きな物理的・心理的ダメージを与えた反乱の事例を紹介している。

第3節では、逃亡奴隷の少女を描いた『わたしはティチューバ』を紹介し、逃亡奴隷として生きることの困難さと、他者からの冷たい眼差しについて説明している。しかし、逃亡奴隷としての生活は、唯一精神的隷属なしに生き伸びる方法であることも示している。

第4節では、政治的独立を果たした後も、そして帝国内部でも隷属を強いられている人びとの存在を、3つの奴隷の構成要件と関わらせて説明し、「新奴隷」とであると定義し、そのように人びとに強いる社会システムを「新奴隷制」と呼んでいる。

第5節では、植民地期カリブ海地域の奴隷制を特徴づけた3つの構成要件が現在においても、形を変えながらも引き継がれていることを「新奴隷」と「新奴隷制」という語を使用して説明している。植民地期カリブ海地域の奴隷制の下では、黒人奴隷にとって、自らを支配するものが奴隷主、植民者、白人という可視化された存在として眼前に存在していたからこそ奴隷制に抵抗することができたのにたいして、新奴隷制は3つの奴隷の構成要件を成す社会システムの現象であり、「誰それ」という固有名詞の主人としてはっきりと認識しえないものであることを説明している。つまり新奴隷制の下では、新奴隷が抵抗すべき「他者」や「制度」として支配者を明確に捉えることができない以上、何をもって新奴隷制に「抵抗する/しない」という議論をすることも不能であり、また個人が新奴隷制から抜け出してその生を送ることも不可能であることを結論付けている。